

◇都市計画審議会に係る議事録・資料の公開について

1. 現在の公開状況

(1) 審議会は、区の定める都市計画に関する事項を調査審議する諮問機関であり、以下のいずれかに該当するとき以外は、原則公開としています。

- ①会議において取り扱う情報が、千代田区情報公開条例第7条第1項各号に該当するとき。
- ②会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

(2) 会議の議事録は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成・保存しており、原則公開とし、窓口等で閲覧・写しの交付を行っています。

- ①審議会の開催年月日、②出席した委員及び臨時委員等の氏名、③議事日程、④議事内容
- また、会議資料については、調製後に閲覧に供しています。

2. 議事録及び会議資料のホームページへの掲載

今回、区民と区との間の信頼関係の確立、区民参加の充実及び民主的な区政運営の促進並びに利便性の向上を図ることを目的に審議会の議事録・資料について、ホームページへの掲載を行いたいと考えています。

(1) ホームページ掲載する内容

- ① 都市計画法第17条に基づく議案資料及び議事録
- ② 都市計画に関する方針などの議案資料及び議事録
(都市再開発の方針、都市計画マスタープランなど)

※なお、報告案件の内、都市計画案の前段(素案)の段階で、事業の計画熟度がこれから(低い)の案件については、引き続き非公開とします。

(2) 公開の開始時期

審議会の上承を得た上で、今後の審議会の議事録及び会議資料についてホームページへの掲載を行いたいと考えています。

なお、平成29年度以前の審議会の議事録及び会議資料については、これまでどおり閲覧又は情報公開請求による公開を行っていきます。